

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用② 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	×	同一省庁内の職員同士は、基本的には利害関係者にならないものとして取り扱われています。
2	×	利害関係者と共にゴルフをすることは、たとえ自己の費用を負担した場合であっても認められません。(規程第3条第1項第7号) ただし、自分が会員になっているゴルフ場が主催する月例ゴルフコンペに参加しようとしたところ、参加者の中にたまたま利害関係者が含まれているような場合は、倫理規程の禁止行為には該当しないとされています。
3	×	利害関係者から物品の贈与を受けることは禁止されていますので(規程第3条第1項第1号)、利害関係者から贈り物が届けられた場合には、速やかにそれを送り返さなければなりません。 ただし、返送する過程で腐敗することが明らかな場合には、速やかに倫理監督官に報告した上で、適宜処分して差し支えないこととされています。
4	○	職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。(規程第3条第2項第3号)
5	×	職務として出席した会議において、利害関係者から弁当などの簡素な飲食の提供を受けることは例外的に認められますが(規程第3条第2項第5号)、立入検査はここでいう「会議」には当たりません。したがって、1,000円程度の弁当であっても利害関係者から提供を受けることは認められません。

6	○	<p>「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係と定義されているので(規程第4条第1項)、採用されたときの上司とは、私的な関係は認められません。</p> <p>本問において、元上司から出産の祝金を受領することは、利害関係者から金銭の贈与を受けることに該当し、一般的な金額であったとしても倫理規程違反となります。(規程第3条第1項第1号)</p>
7	×	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており(規程第3条第1項第1号)、また、他の職員が規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています。(規程第7条第1項)</p> <p>したがって、本問の場合、自分が利害関係者から受け取った物でないとしても、課長が利害関係者から受け取ったお菓子と認識しながら食べているので倫理規程の禁止行為に該当します。</p>
8	×	<p>規程第7条第2項においては、自分や他の職員が倫理法等に違反していることが疑われる事実について、虚偽の報告や隠ぺいをしてはならないと規定されています。</p> <p>これは、組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、これを適切に抑止し得る措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止することを目的として規定されたものです。</p>
9	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合には、その内容にかかわらず、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要があります。(規程第9条)</p> <p>なお、本省課長補佐級以上の職員が、5,000円を超える報酬を得て、①利害関係者からの依頼に応じて講演等を行った場合、②利害関係者以外の者からの依頼に応じて職務と関連する事項について講演等を行った場合には、事後に贈与等の報告を行う必要があります。(法第6条第1項、規程第11条第1項)</p>
10	○	<p>本問のように、着座式ではあるものの座席指定がなく、極めて多数かつ多様な者が参加する透明性の高いパーティーにおいて利害関係者から飲食の提供を受けることは、規程第3条第2項第6号の多数の者が出席する立食パーティーにおける取扱いに準じて、禁止行為に該当しないこととされています。</p>